金融庁オンライン広報誌
アクセス FSA 第191号
https://www.fsa.go.jp/access/index.html

Contents

金融機関等におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策にご協力ください　～金融機関等をご利用の皆様へ～

金融庁・金融機関等は、犯罪組織やテロ組織への資金流入を未然に防ぎ、安全で利便性が高い金融サービスを維持し、犯罪組織やテロ組織が活動しづらい環境を作るため、金融サービスを悪用するマネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対策に取り組んでいます。

具体的には、金融機関等がマネロン・テロ資金供与対策として、お取引時に、何のための送金なのか等、必要な質問をさせていただいたり、追加で書類の提示をお願いしたりすることがあります。

また、お取引時だけでなく、定期的に最新のご住所やご職業などをご確認させていただくことがあります。

利用者の皆様におかれましては、金融機関窓口などでの情報提供についてご理解とご協力をお願いします。

✓ マネロン・テロ資金供与対策のため、例えば、次のような場合に金融機関窓口などで情報提供を求められることがあります。

- 多額の現金・小切手による取引や
  短期間のうちに頻繁に行われる取引、
  当該支店で取引をすることについて明らかな理由がない取引等
  →取引を行う目的や、現金の原資等について、書面等により確認を求められる等、手続きに時間を要する場合があります。
- 過去に確認した事項についても、再度確認を求められる場合があります。
  →その際に、各種書面等の提示を求められる場合があります。

✓ また、犯罪組織等が行う様々な手法に対抗できるよう、金融機関等は、それぞれに調査手法等を工夫・実施しています。このため、利用する金融機関等や、行う取引の違い等によって、異なる資料の提出や質問への回答を求められる可能性があります。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトトップページより、「ーマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ー金融機関窓口などでの取引時の情報提供にご協力ください。」にアクセスしてください。

「TCFD コンソーシアム」の設立について

1. TCFD とは

TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース：The Task force on Climate-related Financial Disclosure）は、FSB（金融安定理事会）によって設立された民間組織です。

気候変動による自然災害の増加は、企業活動に影響を与え、環境規制の動向も、企業の事業戦略に大きな影響を及ぼします。他方、気候変動の影響を緩和し、又は適応を可能とするソリューションを提示する企業にとっては成長機会です。

こうした気候変動によるリスクと機会を、投資家がきちんと評価できるよう、TCFD は、平成 29 年６月に、気候変動が企業の財務に与える影響を、自主的に開示していくための枠組みを「TCFD 提言」として公表しました。

それ以来、TCFD に賛同し、自主的な開示に取り組む金融機関や企業が増えており、現在、世界で 744 機関が賛同し、そのうち日本は 162 機関と、世界第１位の賛同数となっています。

2. TCFD コンソーシアムの設立

気候変動関連の開示は比較的新しい分野ですので、各企業が試行錯誤を繰り返しながら、そのリスクと機会に関する開示の充実に努めているところです。そこで、「企業と投資家が一堂に会し、TCFD 提言に沿った開示を進める上で、互いの疑問点等を投げかけあう場があれば大変有益ではないか。」との意見があり、全国銀行協会や日本経済団体連合会等の呼びかけ

により、民間主体の「TCFD コンソーシアム」が設置されることになりました。

５月 27 日には、赤坂インターシティコンファレンス the AIR において、TCFD コンソーシアム設立総会が開催され、金融庁からは田中副大臣が挨拶を行い、「開示主体である企業と開示された情報を評価・分析する投資家が一堂に会し、互いの疑問点等を投げかけあう、この TCFD コンソーシアムという場が設けられたことは、望ましい開示のあり方を模索する上で非常に有益であると考えております」と、コンソーシアムへの期待を述べました。

＜参加企業によるフォトセッション＞

＜田中副大臣　閉会挨拶＞

TCFD コンソーシアムには、TCFD 賛同企業が参加可能です。活動内容としては、企画委員会において議論された活動方針に沿って、望ましい開示のあり方を議論する情報開示ワーキング・グループや、開示された情報の活用方法や評価の在り方について議論する情報活用ワーキング・グループで、投資家と企業の対話を深めていく予定です。また、一般の方向けのアウトリーチイベントも開催予定です。

金融庁は、こうした会合にオブザーバーとして参加するなど、運営面でサポートしていきます。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、「TCFD コンソーシアムの設立について」（令和元年５月 21 日公表）にアクセスしてください。
※　TCFD コンソーシアムにご関心のある方は、tcfd@fsa.go.jp までお問い合わせ下さい。また、Twitter アカウント「金融庁 TCFD チーム」では、TCFD に関する情報発信を行っています。

主要行等向けの総合的な監督指針の一部改正（案）の公表について

金融庁では、「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）を公表し、意見募集を行いました。
本改正（案）は、電子決済等代行業者が、利用者保護やシステムの安定性を確保しながら、金融サービスのイノベーションを促進していく観点から、電子決済等代行業者に係る登録後のモニタリングの枠組みを新たに構築するものです。
本改正（案）の主な内容は以下のとおりです。

1.　基本的な考え方
銀行法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 49 号）附帯決議では、多様な参加者による金融サービスのイノベーション促進を支援する観点から、規制については、必要最小限とすること、新規参入に対する過度の障壁としないこと、報告徴求・検査等により事業者の活動やイノベーションを阻害しないこと等を求めています。
こうしたことを踏まえ、登録後のモニタリングは、リスクベースで、電子決済等代行業者の主要なリスクであるシステムリスクにフォーカスして実施していきます。

2.　モニタリングに係る事務処理
登録後のモニタリングは、銀行のほか、信用金庫や信用組合とも接続している事業者については、銀行法に基づくモニタリングを主としつつ、必要に応じて、関係部署や関係省庁等が適宜連携してモニタリングを実施していくとともに、原則オフサイトによるモニタリングを実施することで、事業者の負担軽減に努めていきます。

3.　登録後のモニタリング手法・対応

　主要なリスクがシステムリスクであることを踏まえ、システム障害発生時、不正送金や誤送金などの不祥事件発生時に報告を求め、システムリスク管理態勢のモニタリングを行うことにしています。

　金融庁としては、電子決済等代行業者が、利用者保護やシステムの安定性を確保しつつ、金融サービスのイノベーションを促進していけるよう、電子決済等代行業者の負担にも配意しながら適切にモニタリングしてまいります。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表について」（令和元年５月15日公表）にアクセスしてください。

皆さんご注意ください！　＆ 情報提供のお願い

その「もうけ話」、大丈夫ですか？

○　暗号資産（仮想通貨）に関するトラブルにご注意ください！

　インターネットを通じて電子的に取引される、暗号資産（いわゆる「仮想通貨」）をめぐるトラブルが増加しています。また、暗号資産（仮想通貨）の交換と関連付けて投資を持ち掛け、トラブルとなるケースが増えています。

　改正資金決済法等の施行に伴い、仮想通貨交換業者は金融庁・財務局への登録が義務付けられています。取引の際には、金融庁・財務局に登録された事業者であるか、また、事業者が金融庁・財務局から行政処分を受けているか確認するとともに、下記の注意点に気を付けるようにしてください。

- **暗号資産（仮想通貨）は「法定通貨」ではありません。**
- **暗号資産（仮想通貨）は、価格が変動することがあります。**
- **仮想通貨交換業者は登録が必要です。利用する際は登録を受けた事業者か確認してください。**
- **暗号資産（仮想通貨）の取引を行う場合、事業者から説明を受け、内容をよく理解してから行ってください。**
- **暗号資産（仮想通貨）や詐欺的なコインに関する相談が増えています。詐欺や悪質商法に御注意ください。**

◎ 金融庁ウェブサイトでは、勧誘を行う業者が金融庁・財務局 の登録を受けているかを確認できます。

↓

仮想通貨交換業者登録一覧（金融庁ウェブサイト）

◎ また、金融庁・財務局が行った行政処分について確認できます。

↓

暗号資産（仮想通貨）関係情報　（金融庁ウェブサイト）

○　ＩＣＯ(Initial Coin Offering)に関する注意喚起について

　一般に、ＩＣＯ(Initial Coin Offering)とは、企業等が電子的にトークン（証票）を発行して、公衆から資金調達を行う行為の総称です。トークンセールと呼ばれることもあります。

全世界でＩＣＯによる資金調達が急増していますが、ＩＣＯにより発行されるトークンを購入する際には、次のような高いリスクがあります。

● 価格下落の可能性

トークンは、価格が急落したり、突然無価値になってしまう可能性があります。

● 詐欺の可能性

一般に、ＩＣＯでは、ホワイトペーパー（注）が作成されます。しかし、ホワイトペーパーに掲げられていたプロジェクトが実施されなかったり、約束されていた商品やサービスが実際には提供されないリスクがあります。また、ＩＣＯに便乗した詐欺の事例も報道されています。

（注） ＩＣＯにより調達した資金の使い道（実施するプロジェクトの内容等）やトークンの販売方法などをまとめた文書をいいます。

トークンを購入するに当たっては、このようなリスクがあることや、プロジェクトの内容などをしっかり理解した上で、自己責任で取引を行う必要があります。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、ＩＣＯの利用者及び事業者に対する注意喚起を掲載しています。

↓

「ＩＣＯについて　～利用者及び事業者に対する注意喚起～」（金融庁ウェブサイト）

○ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。

↓

・こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスを行うことや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。

↓

・こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関わらないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録・届出を受けた業者に限られます。

↓

・これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関らないようにしてください。
・ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力等を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局） の登録を受けているかを確認できます。

↓

免許・許可・登録等を受けている業者一覧（金融庁ウェブサイト）

◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、
・その信用力などが保証されているものではありません。
・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
・詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。

↓

詐欺的な投資勧誘等にご注意ください！（金融庁ウェブサイト）

これら不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日10時～17時）
電話（ナビダイヤル）：0570－016811
※ＩＰ電話からは、03－5251－6811におかけください。
ＦＡＸ：03－3506－6699

皆様からの情報提供が市場を守ります！

【お知らせ】
平成30年10月１日より、下記窓口の電話受付時間を、
＜ 平日８時45分～17時00分 ＞に変更しました。
詳しくは、「証券取引等監視委員会ウェブサイト」よりご確認ください。

(1)　情報提供窓口

証券取引等監視委員会では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、ＦＡＸ、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

（注）　個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会　情報提供窓口
https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/
直　通：0570－00－3581（ナビダイヤル）
※受付時間：平日8時45分～17時00分
※ＩＰ電話等からは、03－3581－9909におかけください。
代　表：03－3506－6000（内線3091、3093）
ＦＡＸ：03－5251－2136
郵送（共通）：〒100－8922
東京都千代田区霞が関3－2－1　中央合同庁舎第7号館

(2)　年金運用ホットライン

平成 24 年４月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応します。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会　年金運用ホットライン
https://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm
直　通：03－3506－6627【受付時間：平日8時45分～17時00分】
電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

(3)　公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

◆証券取引等監視委員会　公益通報・相談窓口
https://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm
直　通：03－3581－9854【受付時間：平日8時45分～17時00分】
ＦＡＸ：03－5251－2198
電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

お知らせ

長い間、お取引のない預金等はありませんか？

2018 年１月１日に、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」という。）が施行されました。

2009 年１月１日以降のお取引から 10 年以上、その後のお取引のない預金等（休眠預金等）は、民間公益活動に活用されることとなります。

休眠預金等となった後も、引き続き、お取引のあった金融機関で引き出すことが可能です。休眠預金等の有無、引き出し手続などの詳細は、お取引のあった金融機関にお問い合わせ下さい。

また、通帳やキャッシュカードの所在、金融機関にお届けの住所やメールアドレスに変更がないか、今一度ご確認してみてはいかがでしょうか。

金融庁ウェブサイトでは、預貯金者の方などのためのＱ＆Ａや、休眠預金等活用法に関する関係資料などをご紹介しています。詳しくは、金融庁ウェブサイトの「政策・審議会等」から、「長い間、お取引のない預金等はありませんか？」にアクセスしてください。

金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

目的

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家（以下、6名）が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

モニター委員

（敬称略）

井上　聡	弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー）
翁　百合	（株）日本総合研究所　理事長
神田　秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
永沢　裕美子	フォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）世話人
米山　高生	東京経済大学経営学部教授
和仁　亮裕	弁護士（伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー）

窓口のご案内

このような方々からのご意見等をお待ちしております。

金融行政にご意見等をお持ちの方　／　事業会社　／　学識経験者 シンクタンク　／　金融機関及びその職員

ご意見等の提出

金融庁に対し、直接ご意見等の提出を望む場合

金融行政ご意見受付窓口

URL：https://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html

ご意見等提出方法：電話、FAX、ウェブサイト、郵送

電話番号：0570-052100（ナビダイヤル）
（IP電話は、03-3501-2100）

FAX番号：03-3506-6699

ウェブサイト：上記URL参照

郵送先：
〒100-8967
東京都千代田区霞ヶ関3-2-1
金融庁金融サービス利用者相談室
「金融行政ご意見受付窓口」

金融行政モニター委員に対し、直接ご意見等の提出を望む場合

金融行政モニター受付窓口

URL：https://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html

ご意見等提出方法：電子メール

電子メールアドレス：
kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp

※英語でのご意見等も受け付けております。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「金融行政モニター」にアクセスしてください。

中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しています。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

- **以下の点について、ご質問・ご相談等はございませんか。**
  - **①　中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応**
  - **②　借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと**
  - **③経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容**
- **各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えします。また、助言等も積極的に行います。**
- **ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。**

《受付時間》　平日９時～16 時

※　お問い合わせ先については、「ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～」にアクセスしてください。

災害関連情報

金融庁ウェブサイトでは、災害関連情報について、以下の特設ページに掲載しています。

詳しくは、各災害関連情報ページをご覧ください。

- ◆ 東日本大震災関連情報（PC・ｽﾏｰﾄﾌｫﾝ用）
- ◆ 東日本大震災関連情報（携帯用）
- ◆ 平成 28 年熊本地震関連情報
- ◆ 平成 30 年７月豪雨関連情報
- ◆ 平成 30 年北海道胆振東部地震関連情報

新着情報等配信サービスに関するお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会では、Twitter 及び RSS により新着情報等配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセスＦＳＡや、日々発表される各種報道発表など、
- 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
- 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報など、
- 調達情報からは、調達情報サイトに掲載された金融庁の入札広告等の調達情報

が、配信されます。

配信を希望される方は、以下のリンクにアクセスいただき、Twitter 又は RSS による情報配信設定をお願いいたします。

≪Twitter を利用した情報配信設定について≫

以下の Twitter アカウントにアクセスし、「フォローする」を選択してください。

	日本語版	英語版
金融庁	@fsa_JAPAN	
証券取引等監視委員会	@SESC_JAPAN	―
公認会計士・監査審査会	@cpaaob_JAPAN	―
調達情報	@fsa_procurement	―

≪RSS を利用した情報配信設定について≫

RSS による配信設定手順については、以下 URL よりご確認ください。

	日本語版	英語版
金融庁	https://www.fsa.go.jp/kouhou/rss.html	https://www.fsa.go.jp/en/rss.html
証券取引等監視委員会	https://www.fsa.go.jp/sesc/news/rss.htm	https://www.fsa.go.jp/sesc/english/rss.html

公認会計士・監査審査会	https://www.fsa.go.jp/cpaaob/rss.html	－
調達情報	https://www.fsa.go.jp/kouhou/rss.html	－